

発行：2017年6月 発行責任者：大川玲子



理事長よりみなさまへ

ちさとは NPO 法人として2年目をむかえました。この間、ともに活動する支援員、医師、事務局、外から協力して下さる方、そして支援を求めて下さった方々に御礼申し上げます。

性暴力ワンストップ支援センターはこの4月、全国で30団体となりました。ちさとも昨年度(2016.04-12)、30名の方の緊急支援をしました。面接や電話相談件数も前年度1年間の2倍を超えました。

ちさと支援はほぼボランティア活動ですが、毎年の養成講座には定員を超える応募があり、受講者から多くの

新支援員が誕生しているのは有難いことです。

しかし性暴力の影響は重く、支援すること自体困難な体験です。このためちさとは、毎月のケース検討会をはじめ、支援員が研鑽を重ねる機会を充実してまいりました。

ワンストップ支援センターとしては、支援の質、守備範囲、そのための財源確保など課題は山積のちさとですが、性暴力が人のからだ・心・人権への侵害であり、無くさなければならぬことを、被害に遭われ方への直接支援と、講演、広報活動などを通して示してまいります。

ちさと理事長 大川玲子

第4期 支援員養成講座



2016年10月8日、22日、11月5日の3日間、第4期支援者養成講座を開講しました。受講者は35人。現支援員も受講したので、レポートしてもらいました。

性暴力廃絶に向けての女性の戦い

私は、女性支援団体に所属し、女性の相談や啓発防止活動等に携わっております。昨年より微力ですが、ちさとの支援員として参加することになりました。今回は、新たな情報を得るため、初日の養成講座に臨みました。

麻鳥澄江さんの講義では、女性に対する暴力、性暴力、性虐待、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、HIV・AIDS等、「女性と健康」、そして「女性と経済」等、様々な性被害や差別の実態について、諸外国の例も上げながら述べられました。アフリカでは、未経験の女性と性関係を持てば、AIDSが治るなどと間違った情報が流れているとのこと。また支援の際には、出来る限り多くの情報を出すことが大切で、自助グループや病院、法的な情報なども伝えていく必要があると学びました。

しかしながら、選択するのは本人であるとのこと、同感しました。それから女性は、子どもが独立した後も、親や孫の世話など、他人の事で時間を割かれることが多いです。でも、本来は自由で安全な人生の健康が、最も大事であるとのことのお話でした。今回の学びを今後の援助に活かしていきたいと思います。(片岡美恵子)

ワンストップセンター草分けの力強い話

性暴力救援センター大阪 SACHICO 代表で阪南中央病院産婦人科医師の加藤治子さんの講座を聞きました。

SACHICO は2010年4月から全国で最初に性暴力救援センターとして活動を開始しており、加藤さんはそれ以前からDVや性虐待被害者の支援をされています。講座では、国や国連における性暴力の定義や刑法改正の動きなどから始まり、SACHICOの活動内容が紹介されました。

SACHICOでは性暴力を「同意のない・対等でない・強要された性的行為のすべて」と定義し、阪南中央病院内で被害直後からの総合的支援をしていること、開設後6年間で電話件数26385件、来所延べ件数4141件、初診人数1248件の相談があり、相談者は産婦人科診察や必要な処置、弁護士やカウンセリング紹介などの支援を受けている、といったお話が具体的なグラフや表と共に詳しく説明されました。

病院拠点型のワンストップセンターが望ましいとのことのお話もあり、ちさとも同様の活動スタイルであることを心強く思いました。お話を伺って、正直、ちさとはまだまだこれからだと思ってしまいましたが、とにかく、自分も皆さんと一緒にできることから行動していこうと思いました。(堤 弥生)

未来を花束にして



『未来を花束にして』という映画が、上映されていますが、皆さまはご覧になったでしょうか？世界的に女性が参政権や親権を持ったのは、まだ100年と少し前の事です。当時の多くの女性が、階級を超え未来に、子どもたちにと希望を繋ぐために闘い、暴力ではなく、言葉よりも行動を、と命がけで手にした実話の中の女性たちの凛とした姿に、私の心は震えました。

同様に、日本では明治40年に男性だけの作られた刑法が、110年振りに改正に向け法制審議会・刑事法部会にて様々な議論を経て、まだまだ課題も残しながらも、今国会で改正審議に入る予定です。

- ・「強姦罪」を「強制性交等罪」に変更
 - ・「強姦（強制性交等）罪」や「強制わいせつ罪」などについて被害者の告訴がなくても加害者を起訴できる「非親告罪」化
 - ・「強姦罪」と「強姦致死傷罪」の法定刑の下限を懲役5年と懲役6年へ重罰化
 - ・18歳未満の子どもを監督・保護している父母らが影響力を利用してわいせつな行為や性交などをした場合、それぞれ「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」を新設
- 等々が改正案の柱です。関係性が、父母らに限定された点は残念でなりません。

内閣府の調査では、レイプ被害を警察に相談するのは、僅か4.3%と言われていますが、実際は暗数と言われる把握仕切れない被害者と、私達は毎日何処かですれ違って生活しています。そして、性暴力被害者が傷みを伴いながら声をあげ、支援者と共に運動を続けてきた訴えを否認し、社会が加害者擁護や野放しにせず処罰すると言う当たり前の事をせず、何故今まで沈黙され続けているのでしょうか？

ちさとに繋がる被害を受けた人たちも、単発直後の被害・過去の被害・繰り返された被害、つまり他者からの侵襲加害行為に、深い傷つきを抱え、どう捉えて癒し回復していけるのか混乱の中に落とされ、ご存知のように精神的にもがくエネルギーも果てそうになり、たどり着く人もいます。急降下のトンネルに後ろ向きで落とされ、

何処に出口の光があるのか見えぬまま、痛みは時と共に身体や心に深く刻まれていきます。社会から二次被害を受け、ネグレクトされたままの人、訴えたくても自分だけで出来ない年齢の為苦しんでいる若い当事者もいます。

しかしながら、ちさとの診察室では、性暴力をあらゆる意味での性的侵襲行為と捉え、被害者がこれからどう生きていくかに、様々な支援の必要性を熱く語る医師たちがいて、当事者にとって何をしていけるかを、共に探りつついるのです。

現在研修中の4期生たちと『レイプ神話を払拭する』と題し、人権から性を捉え、女性や子どもが男性の所有物とされていた歴史を紐とぎ、問題を外在化しながら、神話を過去の産物とする作業を重ねました。男性の所有する妻や子どもの貞操を守る視点の性器主義の時代では無く、どの人もひとり一人が、かけがえのない大切な人権を持っていると言う視点でみれば、生きる希望や尊厳を奪う性暴力を許すことや、問題をすり替えることは許されません。今までの時代の様に、男性の脳で考える必要は無く、私たちが自分の性の健康を当たり前で保持する為、過去に引き戻されることなく自分の脳で性を捉え考えるのは、今を生きる私たちの権利です。

この社会の現状を何とかしたいという思いを持つ支援員や医師たちの集まりが『ちさと』です。私たちひとり一人が、社会を変えうる力を持ち、被害者を孤独にせず、必要な情報や医療、カウンセリングや司法、心理教育等を、ワンストップでしていく意味を中心に置き、多様な専門性を持つ者たちが尊重し対等に繋がり、安心して具体的な連携の枠からの『守られ感』を、少しでも当事者が得られるよう、挑み続けます。

昨年秋、カナダから来日したワイノット医師に再会し『私はまだまだこの活動を続けるわよ！』と言う熱い大先輩と握手しパワーも戴いて参りました。

皆さま、どうぞ今後も、性暴力根絶を目指し、未来の希望を繋ぐ活動にご支援ご協力お願い致します。

支援コーディネーター 佐藤浩子

第5回 性暴力被害者支援員養成講座のお知らせ

日程 2017年9月16日(土曜日)
10月14日(土曜日)
10月21日(土曜日)

詳細はHPを
ご覧ください

場所 国立病院機構千葉医療センター内
地域医療研修センター

受講料 5000円

全3回受講された方には、受講証を発行。

支援員希望者は2日間の実践講習があります。

11月19日(日)、12月16日(土)

支援電話 ほっとこーる

☎ 043-251-8500

24時間体制の緊急支援

電話相談・面接相談(要予約)

月-土 9:00-17:00

ホームページ chissat.sakura.ne.jp

